

地域防犯力向上支援事業安全安心重点モデル地区指定基準

1 事業趣旨

三重県は、市町、市町の境界にある自治会、自主防犯団体等で構成される任意団（安全安心協議会）が市町の枠組みを超えた地域の課題解決に向けてソフトとハードの両面から防犯対策、交通安全対策、犯罪被害者支援対策等を行うため、市町の枠組みを越えた広域地区を「安全安心重点モデル地区」として指定し、その活動を支援する。

2 基本方針

- (1) 市町の境界にある地域が、広域モデル地区として防犯対策、交通安全策等を行うことにより、それぞれの課題の解決につながると見込まれること。
- (2) 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」に定める7つの重点テーマをベースとして、それぞれの地域が抱える課題を解決するためのテーマを複数選択できること。

3 安全安心重点モデル地区の指定の申請

安全安心重点モデル地区の指定を希望する自治会、自主防犯団体は、「安全安心重点モデル事業実施計画書」を三重県に申請する。

4 選定要素

<基本の視点>

- ◆ テーマ性（地域の課題解決につながるテーマを選定しているか）
- ◆ 緊急性（モデル地区の課題に緊急的な要素があるか）
- ◆ 必要性（モデル地区の課題を解決するために広域で活動を行う必要性があるか）
- ◆ 実効性（地区として実効力があるか。他市町への展開が可能か）
- ◆ 防犯活動、交通安全運動の活動状況
- ◆ モデル地区となる地域の犯罪発生率、交通事故発生件数
- ◆ モデル地区となる地域の規模

以上を申請書の内容から点数化して判断する。

5 モデル地区の選定

三重県環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班で選定を行う。